

(3) 学期及び授業時間

学期は前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から3月31日まで）の2学期制です。授業時間は以下のとおりです。

授業前準備	9:00～9:10	昼休み	12:20～13:10
1時限	9:10～10:40	3時限	13:10～14:40
2時限	10:50～12:20	4時限	14:50～16:20
		終礼	16:20～16:30

(授業時間割・教室)

スクールコンシェルジュ上で確認してください。

(授業前準備)

学生主体で授業前の確認事項等の共有を行います。

(休憩時間)

各授業の間の休憩時間は10分間、昼休みは50分間とします。ただし実習授業については指導上の見地から授業担当教員が時間を変更する場合があります。

(登下校時間)

校舎開錠：8時30分 校舎施錠：17時

(4) 出席・欠席・遅刻・早退

毎時限の出欠管理は授業担当教員の責任において行います。出欠管理については以下のように取り扱います。

遅刻	・20分以内の遅刻・早退は「3回」をもってその授業科目の1回の欠席とする
早退	・20分以上を超過した「遅刻」「早退」は<欠席>として取り扱う

※履修しなければならないを授業時間数の1単位時間は45分とし、実際の授業運営時間は90分としています。

※授業運営時間の1時限（90分）を欠席すると履修授業時間は2時間を欠席したことになります。

※保健室への登校は授業の出席扱いにはなりません。

(5) 公欠と緊急時の取扱い

公欠とは、やむを得ない事情（以下別表1～4）による欠課のことで、所定の手続きを経て承認された場合に適応されます。ただし、「欠席扱い」となります。

1.慶弔	別表1に記載する親族関係のもの
2.就職活動	別表2に記載する条件のもの
3.感染症に罹患	別表3に記載する感染症により、医師の診断により出席停止となったもの
4.その他	緊急時など学校が必要と認めたもの

別表1 慶弔

事項	本人を基準とした親族関係	日数
慶事（結婚）	本人	5日
	父母・子・兄弟姉妹	1日
弔辞（死亡）	父母・配偶者・子	5日
	祖父母・兄弟姉妹・配偶者の父母	3日
	おじ・おば・配偶者の兄弟姉妹	1日

※日数には休業日を含む

## 別表2 就職活動

採用試験など、次の就職活動によるもので担任に承認された場合

### ① 就職活動として認められるもの

項目	備考
企業訪問 企業説明会など	企業と連絡をとり、訪問日時が決まっている場合に限る
採用試験	面接、筆記試験のほか、選考に関わる試験として実施される2～3日程度の実地研修
式典など	入社式、内定式、白衣の採寸、入社前の健康診断等、就職先から日時を指定された場合

### ② 就職活動の注意事項

就職活動の場合、活動の前後に次のような手続をしなければなりません。これを怠ると公欠になりませんので十分注意してください。(Webを使用した活動も同様です)

活動前	就職活動日時・内容をスクールコンシェルジュに入力し、就職活動による欠席の承認を担任から得る。
活動後	活動報告をスクールコンシェルジュに入力、「活動証明書」を担任に提出し就職活動が認められる。

活動前・後に報告を入力し、活動証明書を翌登校日に必ず担任に提出してください。  
活動日時・内容が承認されても、活動報告入力及び活動証明書の提出が無ければ、就職活動として認められません。

※「活動証明書」は、就職活動時に、活動先の担当者に記入して頂くものです。

※「活動証明書」用紙はキャリアセンターにあります。

## 別表3 感染症（感染症により出席停止となったもの）

学校は、学生等が集団生活を営む場であり、感染症が発生した場合、大きな影響を及ぼすこととなります。

学生が健康な状態で教育を受けるためにも、感染症の予防が重要です。本校の感染症対策は、学校保健安全法施行規則等に基づき、感染症に対する管理体制を構築しています。

### <出席停止の対象となる感染症>

分類	病名	
第1種	エボラ出血熱 痘そう ペスト ラッサ熱 ジフテリア 特定鳥インフルエンザ (病原体の血清型がH5N1およびH7N9であるものに限る) 新型コロナウイルス感染症	クリミア・コンゴ出血熱 南米出血熱 マールブルグ病 急性灰白髄炎(ポリオ) 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群 (病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る)
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く) 麻疹(はしか) 風疹 咽頭結膜熱(プール熱)	百日咳 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 水痘(水ぼうそう) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ 腸管出血性大腸菌感染症 パラチフス 急性出血性結膜炎	細菌性赤痢 腸チフス 流行性角結膜炎 その他の感染症

※感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、手足口病などは、条件によっては、第3種「その他の感染症」として、医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止となります。

※「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は、前項の規定にかかわらず、第1種の感染症とみなす。

※法改正に伴い、変更する場合があります。

#### <学校感染症に罹患した場合>

他者に感染する恐れのある期間は登校することが出来ません。治癒するまでは「出席停止」とします。

#### <感染の恐れがなくなった場合>

健康回復後、医療機関を再受診の上、学校所定の「感染症登校許可証明書（P.40をコピーして利用してください）」又はこれに該当する証明書を医療機関に発行してもらい、学校内へ入校する前に、保健室へ提出してください。

尚、感染症の種類によっては腸内細菌検査の結果提出を指示する場合があります。

#### <学級（クラス）閉鎖について>

感染症により1学級の20%を越える欠席者が出た場合は学級閉鎖を行う事があります。

#### <緊急時の取扱いについて>

以下の場合、休校とする事があります。

- ・「災害」「ストライキ」などにより学校最寄の交通機関（首都圏含む）が運休となった場合
- ・「多摩地区北部」に暴風警報が発令された場合
- ・その他学校が休校と決定した場合

#### (6) 休講・補講・補習

授業担当教員がやむをえない理由により授業を休む場合は、その授業は休講となります。このような場合には原則補講を行います。学年末において卒業及び進級認定に掛かる授業時間数が不足した場合、やむを得ない理由の場合は不足分の補習を行うことがあります。